

# 平成31年4月入学者から下記の赤枠の授業科目が必要です。

新法適用者（修士1・2年生、博士1・2年生）は必修です！！

新法適用者のうち、中学（一種・専修）免許を取得する場合、教科教育法は合計8単位が必要です。

## (7) 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法，教育の基礎的理解に関する科目等）

本学部で免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（各教科の指導法，教育の基礎的理解に関する科目等）の単位及び履修方法は次のとおりです。

施行規則において規定されている科目の内容		本学において開講する授業科目と単位						
施行規則第4条及び第5条に定める教科及び教職に関する科目（「教科に関する専門的事項」を除く）	左項の各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低修得単位数		開設部局等	備考		
			必修	選択				
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 社会科教育論Ⅰ 社会科教育論Ⅱ 地理歴史科教育法Ⅰ 地理歴史科教育法Ⅱ	中8 高4		理学部 理学部 理学部 教育学部 教育学部 文学部 文学部	該当教科の指導法について必修 他教科の指導法は「大学が独自に設定する科目」に充当できない		
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育原理 教育学概論 教職論 教育の制度と経営 教育制度論 教育心理学Ⅰ 学習・発達論 特別の支援を必要とする生徒に対する理解 教育課程論 教育課程総論	2 2 2 2 1 2 2		2 2 2 2 2 2	全学教育 教育学部 全学教育 全学教育 全学教育 全学教育 全学教育 教育学部	
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳の理論及び指導法			2 2	2 2	教育学部	中免のみ いずれか2単位 選択必修
		総合的な学習の時間の指導法			2	2	全学教育	
		特別活動の指導法			2	2	教育学部	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			2	2	全学教育 教育学部	
		生徒指導の理論及び方法			2	2	全学教育	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			2	2	全学教育 教育学部	
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			2	2	全学教育 教育学部	
		教育実践に関する科目	教育実践（中） 教育実践（高） 教職実践演習			5 3 2	教育学部 教育学部 全学教育	中免のみ 事前事後指導1 単位含む 高免のみ 事前事後指導1 単位含む
		第6欄 大学が独自に設定する科目						上記科目の必要単位数より多く修得した単位数を充当する
合計		合計			中36 高28			

中・高専修免許を取得するのに必修です。

新設科目

### 備考

- 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 2 教職実践演習（中・高）以外の全学教育において開設する科目は、1、2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 3 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
- 4 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
- 5 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科の協力により、全学教育において実施する。
- 6 「教育実習」及び「教職実践演習」は、原則として第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にも履修を認める。
- 7 中学校の免許状を取得しようとする者は、「道徳の理論及び指導法」のAまたはBを必ず修得すること。
- 8 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を同時に取得しようとする者は、教育実習（中）5単位を修得すること。
- 9 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）については、数学科教育法、理科教育法及び社会科教育論はⅠ・Ⅱそれぞれ4単位、地理歴史科教育法はⅠ・Ⅱそれぞれ2単位の科目。
- 10 本学部においては、社会は中学免許のみ取得可能なため、社会科教育論Ⅰ・Ⅱ両方を修得する必要がある。また、地理歴史については、高校免許のみだが、地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ両方を修得する必要がある。
- 11 第6欄の「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外にも、次頁からの「教科に関する専門的事項に関する科目」も充てることができる。
- 12 上記以外の教科及び教職に関する科目については、必要に応じ、当該学部において開設する。